



1975  
4/1

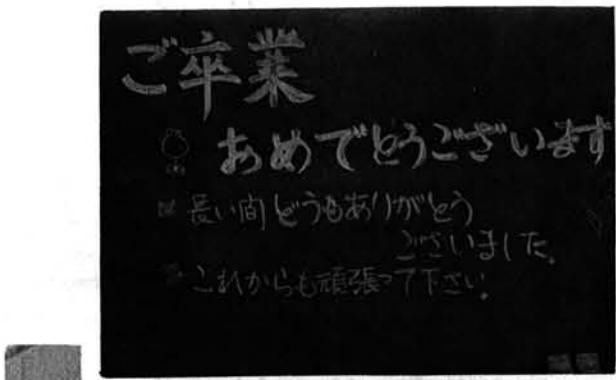
第82号

発行  
新潟県古志郡  
山古志村役場  
電話 竹沢局  
17 23 78

印刷  
大川印刷株式会社

## 羽ばたけ 若者たち

(山古志中学校卒業式)



村の人口	
世帯数	986
人口	4,152人 (男 2,068人 女 2,084人)
出生	1人 (男 1・女 0)
死亡	6人 (男 4・女 2)
2月中的住民移動	
転入	1人 (男 0・女 1)
転出	5人 (男 0・女 5)

○犬の放し飼いは危険

○ガソリン無鉛化

○自動車と税金

○春の火災予防運動

○交通事故防止運動

○雇用保険制度の概要

○三月定例村議会から

○四月十三日県議選投票日

○主な記事

## 広報やまし

歯科領域における苦情相談窓口ができました

最近、歯科診療について差額負担などが問題とされています。これらの苦情処理に対処するため、県では「歯科診療の適正化対策」を策定し、市町村でも苦情相談窓口を設置することとなりました。

歯科診療の差額徴収について、苦情・相談のある方は気軽に役場窓口へご相談ください。

(住民課)

健康に注意を要する者を対象として実施されます。該当者はもれなく受診されるようお知らせします。

○日 時  
四月二十一日午前十時～十四時

○場 所  
山古志村役場

○該當者  
年間二ヶ月以上出稼ぎ者として就業している者。

(住民課)

年金の請求は

お早めに

出稼ぎ者の  
帰郷時検診の実施

農山村からの出稼ぎ労働の増加に伴い、種々な社会的問題が発生している現在、特に保健衛生面からみると生活環境ならびに労働条件の変化による健康管理が農村保健対策上の大きな課題となりつつあります。このため働き盛りの者の成人病発病予防を目的として四十八年度から県事業により出稼ぎ者検診が実施されてきました。

厚生年金保険、船員保険及び国民年金では、これらの制度に加入している方が老齢になつたとき、病気やけがのため働けなくなつたとき、日常生活に非常に不自由をきたすようになったときなど、あるいは不幸にして亡くなつたとき、に本人や遺族の生活を保障するため、各種の年金が用意されています。

ところが、これらの年金を受けられるにもかかわらず、気がつか

○説明会日時  
四月十六日(三)～(六)～(三)

○日 時  
四月二十一日午前十時～十四時

○場 所  
山古志村役場

○該當者  
年間二ヶ月以上出稼ぎ者として就業している者。

(住民課)

## 村税・保険料納期一覧表

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村・県民税			(1)		(2)		(3)			(4)		
固定資産税	(1)			(2)					(3)		(4)	
軽自動車税	(5)											
木材引取税												
国民健康保険料	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)	
国民年金保険料	(1)			(2)			(3)			(4)		



お知らせ

帰郷時検診は出稼ぎ者検診時に

なかつたことなどにより、請求せざります。受けいない方がみうけられます。なお、詳しく述べる場合は役場または最寄りの社会保険事務所へお尋ね下さい。

昭和五十年  
事業所統計調査実施  
今年の五月十五日には事業所統計調査が実施されます。この調査は我が国のすべての事業所、商店、工場、営業所、病院などいわゆる事業所を漏れなく調べる調査で「事業所の国勢調査」といわれております。昭和二十二年に第一回調査が行われ、今年は十回目の調査の年に当たります。

この調査が円滑に行われるよう皆さんのご協力を願います。



## 条例の制定や予算の議決など二十五件

ことしの予算は五億七千六百万に

副議長に酒井省吾さん  
議長に小川信雄さん



酒井さん

三月定例村議会は、三月十一日決されました。

に招集され、三月二十日までの会期で開かれました。

災害救助条例の一部改正をはじめ、条例規約関係十五件、予算関係十件、人事関係三件、その他の議案あわせて三十五件の議案を熱心に審議してそれぞれ原案通り可

別表のとおり引上げることになりました。

国民健康保険条例の一部改正

四月一日から次のように改正されました。

消防団員の定員任免給与及び服務等に関する条例の一部改正

本年度予算の総額は次のとおり

この概要是、次号でお知らせする

予定です。

一般会計 五七六、〇〇〇千円

国保会計 一三三、八四一千円

診療所会計 竹沢 一五、八一三千円

虫亀 五、一一六、

種芋原 一九、五六五、

農業共済会計 一一、七一五、

現行 助産費 四万円 (二万円)

葬祭費 一万円 (五千円)

育児手当 千円 (五百円)

消防団員の定員任免給与及び服務等に関する条例の一部改正

本年度予算の総額は次のとおり

この概要是、次号でお知らせする

予定です。

一般会計 五七六、〇〇〇千円

国保会計 一三三、八四一千円

診療所会計 竹沢 一五、八一三千円

虫亀 五、一一六、

種芋原 一九、五六五、

農業共済会計 一一、七一五、

現行 助産費 四万円 (二万円)

葬祭費 一万円 (五千円)

育児手当 千円 (五百円)

消防団員の定員任免給与及び服務等に関する条例の一部改正

本年度予算の総額は次のとおり

この概要是、次号でお知らせする

予定です。

一般会計 五七六、〇〇〇千円

国保会計 一三三、八四一千円

診療所会計 竹沢 一五、八一三千円

虫亀 五、一一六、

種芋原 一九、五六五、

農業共済会計 一一、七一五、

現行 助産費 四万円 (二万円)

葬祭費 一万円 (五千円)

育児手当 千円 (五百円)

消防団員の定員任免給与及び服務等に関する条例の一部改正

本年度予算の総額は次のとおり

この概要是、次号でお知らせする

予定です。

一般会計 五七六、〇〇〇千円

国保会計 一三三、八四一千円

診療所会計 竹沢 一五、八一三千円

虫亀 五、一一六、

種芋原 一九、五六五、

農業共済会計 一一、七一五、

現行 助産費 四万円 (二万円)

葬祭費 一万円 (五千円)

育児手当 千円 (五百円)

消防団員の定員任免給与及び服務等に関する条例の一部改正

本年度予算の総額は次のとおり

この概要是、次号でお知らせする

予定です。

一般会計 五七六、〇〇〇千円

国保会計 一三三、八四一千円

診療所会計 竹沢 一五、八一三千円

虫亀 五、一一六、

種芋原 一九、五六五、

農業共済会計 一一、七一五、

現行 助産費 四万円 (二万円)

葬祭費 一万円 (五千円)

育児手当 千円 (五百円)

消防団員の定員任免給与及び服務等に関する条例の一部改正

本年度予算の総額は次のとおり

この概要是、次号でお知らせする

予定です。

一般会計 五七六、〇〇〇千円

国保会計 一三三、八四一千円

診療所会計 竹沢 一五、八一三千円

虫亀 五、一一六、

種芋原 一九、五六五、

農業共済会計 一一、七一五、



### 主なる条例

#### 災害救助条例の一 部改正

災害の種類、程度

方法等に豪雪によ

る灾害を加えたも

の災害弔慰金の支給

及び災害援護資金

の貸付けに関する

条例の一部改正

弔慰金支給の範囲

順位を改め、支給

額を「五十万円」

を「百万円」に引

き上げたもの

特別職の職員の給

与に関する条例の

一部改正

非常勤特別職の報酬

酬は四月一日から

### 選任同意



高橋さん

高橋さんは、昭和二十二年から四十四年まで連続六期村議会議員として活躍され、この間議長二期、副議長二期、さらに村の消防団長として十三年間も勤続され、昭和四十四年からことしの三月末まで昭和四十七年十二月以来空席であつた助役に高橋生一さんが就任されることに同意しました。

されるとともい機会です。お説いあわせて多数お集りください。

なお、各候補者の演説時間は一  
人十五分間の予定になっています。

### 星野義盛さんを再選同意

#### 固定資産評価審査委員会委員に

ことし三月十四日で任期が満了された審査委員会委員に星野義盛

さんを再選することに同意しました。する土地家屋等の評価額に対する不服を審査し、課税を適正にするためにつとめておられます。

星野さんは、昭和三十八年から同委員長として固定資産税を算定され、昭和四十七年十二月以来空席で教育長として教育の振興に努力されておりました。年令は六十才。

総務委員長 青木秀敏  
副委員長 坂牧兼松  
委員 酒井省吾  
川上秀雄  
齊藤哲四  
松治徳司  
副委員長 桃沢松雄  
委員 五十嵐秀夫  
星野仙嗣  
松崎均  
建設委員長 渡辺悌三  
副委員長 岩谷正憲  
委員 関広

三月定例村議会は、三月十一日決されました。  
また、正副議長の辞任により、  
新たに議長に酒井省吾議員、副議長に小川信雄議員を選任して二十四日に閉会しました。

心に審議してそれぞれ原案通り可決されました。

三月定例村議会は、三月十一日決されました。  
また、正副議長



# ガソリン無鉛化は

## 交通安全対策

↓有鉛ブレミアムが寺以上の割合となるような給油

☆有鉛ブレミアム仕様乗用車

発生する恐れがありますので「未対策車」では、有鉛ガソリンが必要となります。

(四十七年四月以降に生産された自動車エンジンには、トラブル防止の対策がなされている)

ドライバーの心得え

ガソリンの無鉛化は、環境汚染防止という社会的要請に応えるため、すべてのドライバーが、この趣旨を良く理解し、正しく実行することが大切です。

エンジンに不調をきたしたりしますと、排気弁座の異常磨耗(バルブシート・リセッショング)を起こす。特に、長時間の高速走行や山道走行では、こうしたトラブルがあり、車が急増し、ハンドルをにぎる機会も多くなります。正しくスムーズに運転できます。

当村も、これからは雪消えと

もに車が急増し、ハンドルをにぎる機会が多くなります。正しくスムーズに運転できます。

梅雨期(六月～七月上旬)は、前半は梅雨活動が不活発ですが後半は活発となり大雨や低温が予想されます。

また、つゆの入りは平年並であります。

が、明けは平年並か、ややおそいでしょう。

盛夏期(七月下旬～八月)は夏らしい天候になりますが、低温期も現われ、変動が大きく、局地的大雨の降るおそれがあります。

春(四～五月)は一時低温期が現われますが、気温は平年並し高めに経過します。

この暖候期(四～九月)はひときわ天候の変動が大きく、とくに、夏期に低温や集中豪雨の起るおそれがあります。

新潟地方気象台発表

北陸地方暖候期予報

通商産業省では、鉛による環境汚染防止対策の一環として、「ガソリン無鉛化」を実施することとした。これにより、二月一日からアルキル鉛を添加しないレギュラーガソリンの生産が開始され現在市販されています。従ってスタンダードガソリン販売は、○有鉛ガソリン、○無鉛ガソリンの二本立て給油となっています。

○ステッカーの種類

○無鉛  
鉛(青色ステッカー)

- 高速有鉛(橙色ステッカー)
- 混合(緑色ステッカー)
- 有鉛(赤色ステッカー)
- 無鉛化に伴う給油方法(自動車)
- ☆無鉛II触媒装置付車VSR対策
- ギュラー②高速路長時間走行及び山道走行等は、有鉛ブレミアム
- ☆高速有鉛II未対策レギュラー乗用車①通常走行時は無鉛レギュラー②通常走行時は無鉛レギュラー
- ☆混合II未対策トラック・バス

## 自動車と金

自動車はわたくしたちの生活の中に深くはいりこみ、まさにモータリゼーション時代です。この自動車はん濫時代に対応すべく、道路などの社会資本を充実させるため、自動車には多くの税金がかかっています。

国税としては物品税、自動車重量税があり、地方税として自動車取得税、自動車税、軽自動車税があります。また、自動車の燃料であるガソリンには、国税として揮発油税と地方道路税が、液化石油ガス(LPGガス)には、石油ガス税があります。そして、軽油には

犬は人間とともに生活し、可愛い家畜として、あるいは番犬・獵犬として役立っていますが、一方飼主の無関心などから一部放し飼いが多く見受けられ住民からの苦情が絶えません。

犬は放し飼いにしておくと野犬化し、そのため人畜にも被害を加え非常に危険でもあり、また、田畠を荒す等、他人に迷惑をかけています。

犬の放し飼いは禁じられております。万一他人に迷惑をかけるこ

とがあれば警察へ告発し罰金に科せられます。

新潟県犬取締条例に基づき中越

畜犬指導班の活動で四月から麻酔

飼い犬は常にやめましょう。

し飼いは絶対にやめましょう。

また、不用犬は必ずつないで

おいて保健所または役場へ申出て

引取つて貰つてください。

(住民課)

## 犬の放し飼いは禁止されています



### 今月の納税

① 固定資産税  
① 車両税  
① 税料

納税は前納がいちばん有利!  
固定資産税を1年分まとめて今月納めると2～4期分に前納報奨金がつきます。

今月の納税	① 固定資産税	① 車両税	① 税料
納税は前納がいちばん有利!			
固定資産税を1年分まとめて今月納めると2～4期分に前納報奨金がつきます。			

村の鎮守様

## 山古志よもやま(63)

五十嵐姓を名乗る、大久保部落の遠い先祖の事はさきにふれ

たが、川上姓を名乗る一族の先祖の事は川上忠一氏の資料やそ

の他の伝承によれば次の通りだ。

川上家の祖は、失張り武士で川

上喜左衛門と称した。武芸はもと

より非常に大力の所有者で、そ

の力量の程は七十人力だといわれ

た。それが当時の長岡藩主牧野駿

河守の時代だかに、お抱い力士と

相撲をとつてこれに勝つた。だが

相手は藩のお抱い力士だったため

となつた。やむなく身の危険をさ

れるため、今は長岡市に編入さ

れている村松に一人の子供を残

して、大久保部落にその難をさ

けて百姓になつたものと伝えら

れている。

兎に角、大久保は五十嵐、川

上两家の子孫によって、今日の繁栄をきづいたわけだし、おの

のの子孫が相談一決のもとに

五十嵐家の宗本家たる、「おお

や」の内鎮守を、部落の、當時

は村といつたであろうが、村の

鎮守様としたものと考えられる。

この鎮守様の境内には木が一本

もないことである。これも珍ら

いる。

そうしたなかに、この部落に

はいくつかの伝説が残っている

これは川上忠一氏の調査による

ものだし、既に池谷地区公民館

だよりに掲載されているので、

重複をさける意味からも詳細は

そちらにゆずるとするが、中子

山の池のある南側に雜木林があ

る。その林の一隅に墓がある。

これを「禪除の墓」と呼んでいる。

その伝説や乞食ごろの一件話、大

久保の地名の伝説、川上梅吉家

の家宝「大蛇の巣」といわれる

古物のこと等がそれで他日稿を改めて書きたいものだと考えて

いる。